

# 都立図書館は どこまで後退するのか

手嶋孝典

●てしま・たかのり  
町田市立図書館・本誌編集委員

東京都教育庁が今年八月「四日に公表した」都立図書館改革の「具体的方策」の内容を紹介しつつ、二〇〇二年の「今後の都立図書館のあり方」報告書以降、東京都立図書館はどのような方向転換をせまられているのか、そこにはどんな問題点があるのかを、本誌編集委員が考察する。

## はじめに

二〇〇二年一月に「今後の都立図書館のあり方」社会経済の変化に対応した新たな都民サービスの向上を目指して」（以下「第一次あり検報告」という）が出されて以来、都立図書館は、後退に後退を続けていると私は考えている。少なくとも、多摩地域の市町村立図書館にと

っては、事態は深刻なはずである。

「第一次あり検報告」前後の都立図書館の動き等については、拙稿「町田市立図書館が五万冊預かった理由」一四万冊の『再利用』をめぐる「を始め、「特集」都立図書館再編 一四万冊がバラバラになった」（『す・ぼん』第8号）お読みいただくと、より一層理解が深まると思う。

本稿では、その後二〇〇五年八月二五日に公表された「都立図書館改革の基本的方向（第二次都立図書館あり方検討委員会報告、以下「第二次あり検報告」という）」と、それを具体化させたものとして今年二〇〇六年八月二四日に公表された「都立図書館改革の具体的方策」（以下「具体的方策」という）を合わせて考察していく。

## 1 「都立図書館改革の具体的方策」

1 「都立図書館改革実施計画」  
— 新たな情報サービスの展開 — 「案」との違い

「具体的方策」については、東京都教育委員会または都立図書館のホームページから全文及び概要版を閲覧することができるが、概要版では問題点の所在を掴むことができないので、ぜひ全文を読んでいただきたい【注1】。

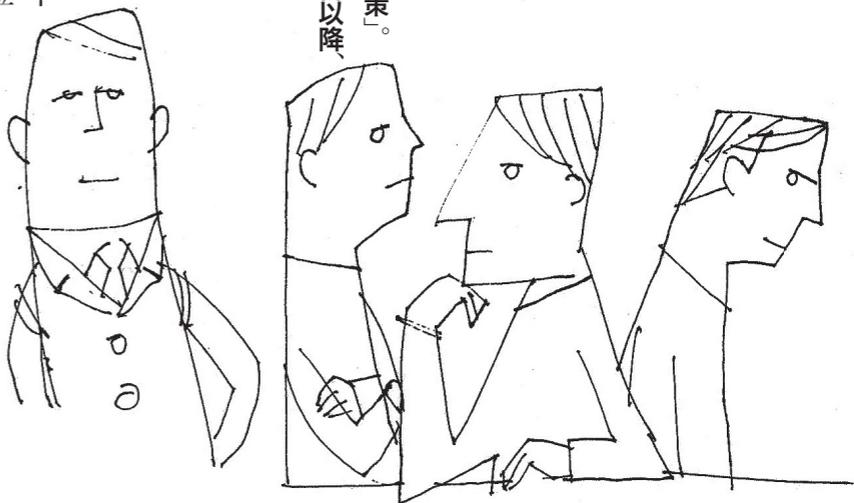
この「具体的方策」は、本年五月一〇日に出された内部文書「都立図書館改革実施計画」—— 新たな情報サービスの展開 —— 「案」（以下「案」という）と概ね同じ内容になっている。目次を比較しても、「第1部 都立図書館改革の基本的考え方」は、「案」では作成中とされていたが、「具体的方策」では、「1、都立図書館改革の必要性 2、都立図書館改革の経緯

3、都立図書館改革の取組方針」となっている。また、「第2部 都立図書館改革の具体的な取組み 第5章 区市町村立図書館との連携・協力 2、協力貸出の見直し」は、「具体的方策」では、「2、相互貸借の促進と協力貸出の見直し」に変更されている。更に、「第3部 都立図書館改革の基盤づくり 第3章 国や他自治体との連携」は、「具体的方策」で始めて出され、「1. 国立国会図書館との連携 2. 近隣の県立図書館等との連携 3. 日比谷図書館の地元区への移管」とされたが、「案」では、「第3章 日比谷図書館の地元区への移管」となっていた。

逆に、「案」の「第2部 都立図書館改革の具体的な取組み 第2章 利用サービスの向上」は、「3. ICカードによる利用システムの導入 4. 書店機能の付加」がカットされ、第2章のタイトルも「利便性の高いサービスの実施」に変更された。ちなみに、「ICカードによる利用システムの導入」は、「第2章 利便性の高いサービ

スの実施 1. ワンストップサービスの導入と利用しやすい蔵書配置」の中に、(3)として挿入されている。その内容も、「案」では「都立図書館で発行するICカードを使って、資料の検索、請求、受取、返却、複写等の各種サービスを受けられる『図書館利用システム』の導入を図る」となっていたが、「具体的方策」では「導入を目指」すに変更されている。

ただし、「案」と「具体的方策」との決定的な相違は、「実施計画」であるか否かである。「第二次あり検報告」の「はじめに」の最後に「本検討委員会としては、今後、図書館利用者はじめ広く都民の方々や区市町村等からこの報告に対する御意見を伺い、それらも踏まえて、本報告に示した内容を具体化する実施計画を策定し、その実現を図る必要があると考えます」と書いてあるが、「具体的方策」は「実施計画」にはなっていない。「具体的方策」の「はじめに」では、「東京都教育委員会としては、本書に基づく事業の取組期間を概ね三年間とし、平成二一年度



都立図書館の後退

を当面の目標として、改革の実現を図ることとしています」と書いてあるに過ぎない。

都立図書館職員からの情報によると、「第二次あり検報告」を具体化しながら、今回の「具体的方策」では、五月に「案」として示されていたものから大きく後退している。それは、「実施計画」というタイトルを付けることができず、「具体的方策」という曖昧模糊とした名称で出されたことがその辺の事情を如実に示している、というのである。つまり、「財政局の合意が取り付けられなかったため、オール都庁として、オールライズできなくて、教育委員会が決めた文書に留まった」というのが真相のようだ。

## 2「具体的方策」の問題点とその批判

以下、「具体的方策」について、私なりに感じたことを率直に述べることにする。

### 第1部 都立図書館改革の基本的考え方 1. 都立図書館改革

た基本的な方向に沿って改革を実現していくための具体的な方策として策定したものであると位置付けている。策定に当たっては、「第二次あり検報告」を公表して、広く都民の方々と区市町村教育委員会並びに区市町村立図書館からの意見や都議会の意見を聞いた上で、都立図書館協議会の提言等を踏まえて策定したとしている。

しかし、「第二次あり検報告」に対して、東京都市町村立図書館長協議会は、意見書を出しているが、それに対する回答もお座なりのものであり、どう考えども区市町村立図書館からの意見を踏まえて策定したとは思えない。もちろん、都民の意見に対してでも真摯に対応したとは考えられない。

3. 都立図書館改革の取組方針では、「具体的方策」については、二〇〇九年度を当面の目標として取り組んでいくとしている。具体的には、(1) 図書館サービスの新たな展開、(2) 利便性の高いサービスの実施、(3) インターネットの活用、

の必要性として4つ挙げている。すなわち、(1) 都民ニーズの高い分野に重点を置いた情報サービスの提供、(2) 電子資料の活用と情報化への対応、(3) 「待ち」の姿勢から積極的な情報発信へ、(4) 都立図書館と区市町村立図書館との役割分担の明確化、である。

(1) については、あらゆる分野の資料を万遍なく収集することを心がけ、それを伝統的な分類方法に基づいて整理し利用者に提供することを基本としてきたが、都民の情報ニーズとずれが生じている部分があるので、国際都市・首都東京の課題の解決や、都民の抱える課題の解決を支援することに重点を置いた情報サービスを提供する必要がありとしている。これでは、図書館の基本的な機能の放棄であると断定せざるを得ない。「あらゆる分野の資料を万遍なく収集する」からこそ、都民の多様なニーズを満たすことが可能になるのではないか。

(4) については、都内の区市町村立図書館が飛躍的な進展を遂げているので、都立図書館は

(4) 都の行政施策との連携、(5) 区市町村立図書館との連携・協力、(6) 組織・業務運営の見直しと人材の育成、が挙げられており、各項目が、第2部 都立図書館改革の具体的な取組みの第1章、第6章にそれぞれ対応している。すべてにわたってコメントする紙数がないので、私の問題意識に沿って議論を展開する。

第2部 都立図書館改革の具体的な取組み 第1章 都立図書館サービスの新たな展開 2. 東京マガジンバンクの創設は、都立多摩図書館へ設置し、雑誌サービスの特化した全国でも先例のないサービスの開始を目指すとのことであるが、何故都立多摩図書館で取り組むべきサービスなのか釈然としない。都立多摩図書館への直接来館者を増やしたいというのが直接の動機となっているのだろうか、という程度は想像できるが、何のたに直接来館者を増やさなければいけないのかが理解できない。私が最も恐れるのは、協力貸出しの後退に一層拍車がかか

広域的自治体の図書館としての存在意義を再確認し、東京都全体の図書館サービスの向上の観点から、区市町村立図書館との役割分担のあり方について改めて明確にする必要があるとしている。「役割分担の明確化」が何を意味するかは、第2部第5章で詳しく触れることにしたい。

2. 都立図書館改革の経緯は、二〇〇二年一月の「第一次あり検報告」による都立図書館の再編・合理化をすすめてきたが、区市町村との役割分担に、なお整理すべき課題があることや社会経済のさらなる進展に対応できるよう、図書館サービスを刷新するために、二〇〇五年八月に「第二次あり検報告」を取りまとめたとしている。

「第二次あり検報告」は、都立図書館のこれからの役割を明らかにしたうえで図書館改革の基本的考え方を示し、今後取り組むべき図書館サービスの内容を明らかにしているとしている。

更に、この「具体的方策」は、「第二次あり検報告」で示され

りかねないという点に尽きる。雑誌については現在でも、中央図書館で所蔵しているものは協力貸出しの対象から外されているからである。

この間の都立図書館の「改革」が直接来館者を優先的に考えていることから、東京マガジンバンクの創設により、雑誌についても協力貸出しを更に後退させる結果になるのは間違いな

いと思う。

第2章 利便性の高いサービスの実施 1. ワンストップサービスの導入と利用しやすい蔵書配置については、総合レファレンスカウンターの設置等により、各種サービスを一ヶ所あるいは一回の手続きで提供するワンストップサービスを実施するとしているが、本当に「利用者の立場に立った迅速かつ適切なサービスの提供」になるのだろうか。

都立図書館職員からの情報によれば、「ここ数年で、都立中央開館時に採用した職員の大量退職を迎え、新規職員を取らないで運営すべくその分の職員を委

託でまかなおうとしているから」ということになるのだが、それが事実だとすれば、現在の主題別閲覧室制度に問題があるから改善するというのがなく、まったく別の理由によるリストラ、合理化ということになる〔注2〕。

2. 蔵書の充実については、「現状と課題」で新刊和書は、二〇〇五年度中に出版された都立図書館の収集方針・選定基準に合致する資料約三万六千冊の内、約六割にあたる約二万一千冊しか購入できていないのが現状であると正直に述べている。

だから今後は都民の情報ニーズに合わせ、ポイントを絞って資料を収集し、蔵書の充実を図ることが課題であるとしているが、これでは都立図書館の基本的機能が果たせないことは明白であろう。今後、都立図書館の取捨方針・選定基準に合致する資料をできる限り収集することに努め、蔵書のレベルアップを目指すとしているが、そのためには、資料費の大幅な増額が必要である。「改革」の方向は、

用者と共に成長する図書館」をサービス理念の一つに据えている。

また、「区市町村立図書館間の相互貸借増加という状況変化」については、都立図書館の未購入資料の増加と貸出制限によりもたらされたものである。都立図書館が所蔵していない、あるいは所蔵していても貸してくれなければ、都内の区市町村立図書館に協力貸出しをお願いするのは当然である。都立図書館の本来の役割を放棄しておいて、よくそのような理屈が持ち出せるものだと思ってしまう。

(2) 協力貸出方針の見直しについては、区市町村立図書館への協力貸出と都立図書館の館内利用との両立を図るため、協力貸出された資料の利用は、区市町村立図書館内での閲覧にとどめ、貸出期間（現行三五日間）の見直しなどを行う、ということだが、「館内利用」を優先したいという思惑が露骨に見取れる。町田市立図書館は、貸出制限が始まった時、次のように訴えた。

ポイントを絞った資料収集ではなく、「あらゆる分野の資料を万遍なく収集すること」こそが都立図書館の使命であることを自覚したものであって欲しい。

#### 第5章 区市町村立図書館との連携・協力 2. 相互貸借の促進と協力貸出の見直しについて

は、都立図書館では館内閲覧のみにとどめているが、区市町村立図書館では都立図書館から借り受けた資料を個人に貸し出しているとし、協力貸出では現在三五日間の貸出期間を設けているので、その間、都立図書館では来館した利用者に資料を提供できない状況も生じていると、都立図書館が直接来館者に資料を提供できないのは、あたかも協力貸出しのせいであるかのように述べている。協力貸出しの貸出期間は、二〇〇四年三月までは、四五日間であった。それを都立図書館の直接来館者と競合するからという理由で、一方的に三五日間に短縮したのである。

直接来館者との競合については、都立図書館が複本を捨て

て、都立図書館三館で一冊しか収集しないという方針を打ち出した時に、それに反対する運動の側が指摘したことである。

そして、案の定区市町村立図書館の充実と区市町村立図書館間の相互貸借増加という状況変化を踏まえ、都立図書館の役割を明確化し、協力貸出のあり方を見直すことが必要であると言いつもりはまったくない。しかし、「充実」による「状況変化」は、区市町村立図書館だけにとどまるものではない。都立図書館も多摩図書館の開館など「充実」が見られるし、何よりも見逃してはならないのは、利用者の変化である。「図書館の充実」と共に、利用者の要求も高度化するのである。また、利用者の要求が梃子になって、更に「図書館の充実」が図られるのである。「区市町村立図書館の充実」が見られるからといって、都立図書館の協力貸出しの関与の度合いを低くしても構わないという発想自体が間違っている。ちなみに、町田市立図書館は、「利

「都立図書館は、都民の税金で運営されています。したがって、その資料は、東京のどこに住んでいても同じように利用できるべきです。そのためには、都民に身近な区市町村立図書館を通じて行われる協力貸し出しが、もつとも合理的かつ効果的な方法です。協力貸し出しがなければ、資料を閲覧（個人が借り出すことはできません）するために、わざわざ港区まで出向かなくてはなりません。誰もがそうできるわけではありませんし、仮にできたとしても多摩地域からではそれこそ一日がかりで、交通費もかかります」。

「協力貸し出しは、都立図書館が『都立』である以上、当然継続、充実されるべきサービスです。都立図書館が従来通りの方針に立ち返り、協力貸し出しに一層力を入れてくれることを切望して止みません」（都立図書館『協力貸し出し』の見直しによる影響について）、町田市立図書館ホームページ掲載）〔注3〕。

ましてや区市町村立図書館内での閲覧にとどめることなど、あつてはならないことである。

「館内での閲覧」が、いかに不自由なものであるか、一度でも考えたことがあるのだろうか。特に都立図書館からの借用資料は、専門書が多いため、「館内での閲覧」には馴染まない。館内閲覧しか認められないとなれば、読み終わるまで、何回も図書館に足を運ばせるということになる。これでは、実質的に協力貸出を否定するのと同じことである。ましてや、特に多摩地域の図書館は、閲覧場所もない狭隘な館が数多くある。それを承知で実施するというのは、暴挙としか言いようがない。

(3) 費用負担・搬送方法の検討については、区市町村立図書館への協力貸出については、都の搬送車を利用しているが、今後は使用する搬送車の費用負担のあり方について、検討していくとのことである。しかし、何故、都立図書館の本来業務に費用負担が問題になるのか、理解に苦しむ。

更に、区市町村立図書館間の相互貸借資料の搬送方法について、区市町村間での検討を働き

かけていくとしているが、区市町村立図書館間の相互貸借増加という状況変化がその根拠となるのであれば、前述したように、そのような「状況変化」を作り出したのは、他ならぬ都立図書館自身なのである。区市町村立図書館にとっては、都立図書館からは貸して貰えないので、仕方なく都内の他の区市町村立図書館から借りざるを得ないのである。区市町村立図書館にとっても、協力貸出しによって他の図書館に貸し出している間は、直接来館者との競合の可能性は否定できない。しかし、新着図書、予約件数の多い図書や新刊雑誌等一部の資料ならともかく、そしてそれらの資料については、協力貸出しの対象外になっているのは仕方ないとしても、それ以外の資料を協力貸出ししないということはあり得ない。

区市町村立図書館にとって、自館で所蔵していない資料で購入できないものは、都立図書館の協力貸出しをお願いする。それがかなわなければ、都内の区市町村立図書館からの協力貸出

しをお願いする。それもかなわなければ、道府県立図書館や国立国会図書館、場合によっては大学図書館等にもお願いする。利用者が求める資料は、草の根を分けても探し出して提供する。それが、公立図書館の使命だからである。

都立図書館が自館や都内の区市町村立図書館の資料を協力貸出して搬送するのは、広域行政としての都立図書館の責務であり、区市町村に負担を求めるのは、その役割放棄に他ならない。

(4) 収集・保存分担についての協議については、都立図書館及び区市町村立図書館の収集・保存範囲を明確にし、都内公立図書館全体で効果的に収集・保存を行っていくため、協議の場を設けるということであるが、東京都市町村立図書館長協議会が打ち出している共同利用図書館構想に、都立図書館として参加してもらえれば、問題は解決すると思う。こちらの方こそ、都立図書館に「費用負担」を求めるにふさわしい構想である

う。せめて、都の遊休施設を提供する程度のこととしては貰いたいものである。その程度のことをして罰は当たらない。

**第3部 都立図書館改革の基盤づくり 第1章 組織と業務運営の見直し 3. 業務委託の推進**については、現在の司書業務のうち、資料出納、定型的なデータ入力など非基幹的業務の委託範囲を拡大し、図書館運営の一層の効率化を進めるとともに、司書は専門性を生かしたレファレンスなどの基幹的な業務に専念し、図書館サービスの一層の高品質化を図るとしている。司書の基幹的業務とされているのは、「図書館事業の企画、資料の選定・収集、書誌・所蔵データの管理、レファレンスサービスの実施等」である。逆に言えば、それ以外の「非基幹的業務」とされるものは殆んどが委託となり、都立図書館の空洞化は、ますます進んでいるということになる。ちなみに、協力貸出業務については、二〇〇四年度から委託が実施されており、多くの問題が発生してい

る。

4. 収蔵対策については、資料の保存に対する基本的な考え方を明確にしたうえで、短期的な取組みとして書架の増設、複本の除籍などにより、収蔵能力の向上を図るとしている。更に、「中期的な収蔵対策」として、「媒体変換の検討」と「書庫棟の建設」を挙げ、「長期的な収蔵対策」として中央図書館の全面改築時には、新館の建設を目指すとしている。

ここで見逃すことができないのは、「資料の保存に対する基本的な考え方の明確化」の中で、中央図書館・多摩図書館の複本精査の徹底を挙げている点である。複本の精査を徹底し、除籍再活用を進めるということであるが、資料の保存については、第2部第5章 区市町村立図書館との連携・協力 2. 相互貸借の促進と協力貸出の見直し (4) 収集・保存分担についての協議、と合わせて協議すべきである。中央図書館と多摩図書館の機能分担により一点収集を原則としたので、複本の精

査を徹底し、除籍再活用を進めるという「第一次あり検報告」以来の硬直した考え方でなく、区市町村立図書館との協議を進める中で、新たな方策を見出すなどの柔軟な姿勢こそが求められる。

5. 利用者による費用負担については、高度・高品質な情報サービスを提供するものについては、受益者負担の観点から原則として利用者に適正な費用負担を求めていくとのことであるが、図書館法第17条の解釈に疑問がある。「具体的方策」本文の中にある(注)では、生涯学習審議会社会教育分科審議会計画部会図書館専門委員会の報告を引用する形で、図書館においてインターネットやオンラインデータベースといった外部の情報源へアクセスしてその情報を提供することは、『図書館資料の利用』には当たらないと考えられていると主張している。しかし、無料原則が適用される範囲は、条文の「文言の文理的解釈により一義的に得られるとは考え難い」(椎名慎太郎・裨貫

俊文『文化・学術法』現代行政法学全集25)と見るのが妥当であるという、岸本岳文氏の議論もある。岸本氏によれば、「図書館法は第三条で図書館奉仕について規定している。第一七条が適用される範囲とは、ここにあげられた具体的な図書館奉仕の項目によって示されていると考えるべきである。第三条にあげられていない事柄についても、費用の徴収については当然のことながら公立図書館が無料であることの意義を踏まえた上で、個々に判断されなければならない」(塩見昇・山口源次郎編著『図書館法と現代の図書館』)ということになる。私は、

岸本氏の見解を支持する。**都外の公共図書館等からの取寄せ**については、送料の徴収方法を検討し、実施していくとしているが、「図書館資料の利用」の解釈を巡って同様の問題があると思う。公立図書館の利用者に対して、他の図書館から取り寄せた資料の送料を徴収するというのは、その資料を所蔵しているか、所蔵していなくても自館で購入すれば送料の負担はな



いのに、所蔵がなく、かつ購入もしない場合は、取り寄せの送料を利用者に負担させるという矛盾が生じることになる。

これは、町田市立図書館で実際に経験していることであるが、都立図書館が所蔵しているにもかかわらず、貸出制限がかかっている資料（例えば一九五〇年以前に出版された本は一律に協力貸出対象外となっている）を都内の都立以外の公立図書館が所蔵していないため、他の道府県立図書館等から借用した場合は、送料を町田市立図書館が負担している。町田市立図書館は、送料の負担を利用者に求めているが、都立図書館が所蔵しているのに協力貸出しを受けられないため、やむを得ず他の図書館から取り寄せる資料の送料を負担するのである。もし、仮に町田市立図書館が利用者に送料の負担を求めることにした場合、利用者はどのように思うだろうか。都立図書館で所蔵していないならともかく、所蔵しているにもかかわらず他の道府県図書館等から借り出さなければならぬし、それ

による送料も自己負担を強いられるという矛盾が利用者レベルで顕在化するはずである。

もつとも、都立から借用した資料は、館内閲覧しか認められないとしたら、そして他の道府県立図書館等が館外貸出しを今後とも認めるとしたら、利用者は、送料を自己負担してでも都立から借用することを断り、他の図書館から借りることを求めるかもしれない。そうなったときに、町田市立図書館として、都立から借りられるものは、他の図書館からは借用しないという原則を果たして貫き通すことができるのだろうか。議論が、「館内での閲覧」に逆戻りしてしまったが、これでは、笑うに笑えない笑い話になってしま

### 東京都公立図書館長

#### 連絡会全体会での説明

九月八日に東京都公立図書館長連絡会（以下「連絡会」という）全体会が開催され、東京都教育庁及び都立図書館から「具体的方策」について説明があ

まったのである。

前置きが長くなったが、連絡会全体会では、「具体的方策」について、都立中央図書館の企画経営課長から説明があり、その後、質疑応答に入ったが、市立図書館長を中心に多くの疑問、批判が出された。

私は、昨年八月に出された、「第二次あり検報告」の冒頭に「実施計画」を策定すると書いてあるのに、今回は「方策」とどまつている理由を尋ねた。回答は、『実施計画』を目指していたが、都の財政当局との調整の中で詰め切れなかったのので、『具体的方策』として発表された。平成一八年度末までに調整を図り、実施計画として出したい」という意外と率直なものであった。

その他、マガジンバンクの資料提供方法について（雑誌の協力貸出しはどうなるのか）、蔵書の充実について、来館者のためのサービスが中心になっていないか、協力貸出しの後退、などなど疑義が続出した。特に、協力貸出しの「館内閲覧止め」については、閲覧場

り、意見のやり取りがあったので報告しておきたい。

「連絡会」というのは、23区と多摩地域の公立図書館の（中心館の）館長を対象とした会である。二〇〇四年度までは、東京都公立図書館長協議会（以下、「東公図」という）という団体が存在したのであるが解散してしまった。「東公図」の解散により、職員研究大会も廃止されてしまったが、それを受け継ぐ形で、東京都市町村立図書館長協議会が二〇〇六年二月に多摩地域公立図書館大会を開催したことをご存知の方も多いかと思う。

いずれにしても、都立図書館は、二〇〇五年度から、「東公図」と名称は似ているが、中身はまったく異なる「連絡会」を作った。都立図書館の姿勢は、区市町村立図書館長との協議体ではなく、自らの方針を一方的に伝達できる方法を選択したということだと思う。「連絡会」主催の研修は、集合形式で行われ、区市町村立図書館の職員は、ただその場に参加するだけという一方通行の形になってし

## 2

### 「第二次あり検報告」

#### 1 報告の内容

Iで触れたとおり、「第二次あり検報告」は、二〇〇五年八月二五日出された。全文は、都立図書館のホームページの「その他のトピックス」、または東京都教育委員会のホームページの「報道資料一覧」から辿ることができる「注4」。この報告に対して東京都教育庁は、意見募集を行った。意見受付期間は、二〇〇五年八月二五日から同年九月二六日までとし、提出方法は、「電子メール、郵送、ファクシミリのいずれかの方法」によるとした。意見提出様式は、「件名を『第二次都立図書館あり方検討委員会報告に関する意見』とし、①氏名または所属組織②住所③電話番号④意見を御記入下さい」としている。その他、「いただいた御意見に対する個別の回答はいたしません、今後この報告の内容

を具体化し、都立図書館の改革を進めていく上での参考とさせていただきます」と述べている。

「第二次あり検報告」の内容を簡単にまとめると以下のようなになる。

1 都立図書館の今後のあり方として、1. 都立図書館と国会図書館、区市町村立図書館との役割分担について述べている。都立図書館は、国立国会図書館及び区市町村立図書館と相互に連携・協力しながら、広域行政に求められる図書館サービスとして、(1) 広域的・総合的な住民ニーズにこたえるサービス、(2) 区市町村立図書館の支援、(3) 図書館相互協力ネットワークづくり、を目差していくこととした」と述べている。

次に、2. 都立図書館あり方検討委員会(第一次)報告後の取組と残された課題として、「第一次あり検報告」「後の主な取組と残された課題」について次の3点を挙げている。(1) 広域的・総合的情報拠点としての

II 都立図書館改革の具体的取組として、1. 情報サービスの積極的発信については、(1) タイムリーな企画展の実施、(2) 都政の重要課題に即した重点的情報サービス、(3) メールを活用した情報発信、(4) 貴重資料の電子化と公開を挙げている。

次に、2. 都の行政施策との連携として、(1) 東京都公式ホームページ上の情報の蓄積・公開、(2) 政策立案サービスの充実、(3) 子どもの読書活動の推進、(4) 学校に対する教育活動支援 を挙げている。

更に、3. 図書館サービスの向上として、(1) 民間データベースの導入、(2) ワンストップサービスの充実、(3) 館内におけるインターネット利用環境の改善、(4) 非来館者向けサービスの充実、(5) 蔵書の充実、収蔵対策及び管理の効率化、(6) 書店機能の付加、(7) 図書館サービスの評価、を挙げている。(2)については、レファレンス体制の再編を

サービス提供、(2) 区市町村立図書館への支援、(3) 効率的な図書館の運営、である。(2)では、「東京都の図書館サービスの向上という観点から、都立図書館と区市町村立図書館との役割分担を踏まえた相互の連携・協力関係を一層深める必要がある」としている。

更に、3. 都立図書館を取り巻く社会経済状況として、(1) インターネットを通じた情報収集の急速な普及、(2) 課題解決のための情報ニーズの増大、(3) 区市町村立図書館の充実、について述べている。(2)では、「日本有数の豊富な資料とレファレンスサービスの実績を持つ都立図書館は、住民(個人・団体)の具体的な課題解決につながる情報サービスを行っていくべきである」としている。また、(3)では、都内の区市町村立図書館は、「飛躍的な進展を遂げている」「一部の区市町村では相互貸借が始まっている」「地域住民の教養の向上やレクリエーションに資するための資料の閲覧・貸出サ

意味するが、本当に利用者サービスの向上に結び付くのか、疑問視する声が上がっている。(6)については、「具体的方策」では削除されている(「案」の段階では入っていたにもかかわらず)。

加えて、4. 他の図書館等との連携・協力として、(1) 区市町村立図書館の支援及び連携・協力、(2) 東京都関係の図書館等との連携、を挙げている。(1)については、「都立図書館と区市町村立図書館における収集・保存の分担について、協議の場を設け、検討する」としているが、ぜひとも真摯な協議の場を設定していただきたい。

更に加えて、5. 組織と業務運営の見直しとして、(1) 中央図書館と多摩図書館の機能分担の推進、(2) 中央図書館における情報サービス体制の効率化、(3) 日比谷図書館の地元区への移管、(4) 業務委託の推進、(5) 利用者による費用負担、を挙げている。(4)に

ビスは、基本的には区市町村立図書館によって担われている」「都立図書館の区市町村立図書館支援、連携・協力の今後のあり方が問われている」としている。

加えて、4. 都立図書館のこれからの役割として(1) 都民の課題解決のための情報サービス、(2) 東京に関する情報センター、(3) 区市町村立図書館の支援及び連携・協力、(4) 都政への貢献、を挙げている。(3)では、「今後都立図書館は、区市町村立図書館との役割分担の明確化を図り、区市町村立図書館に対し、専門書等の協力貸出を行うとともに、引き続き協力レファレンスや職員研修の支援を行う」としている。

更に加えて、5. 都立図書館改革の基本的考え方として、(1) 「待ち」の姿勢から積極的発信へ、(2) 民間サービスの積極的活用、(3) 印刷資料と電子資料の複合利用、(4) 顧客満足度の向上、を挙げている。

については、「業務委託を推進する一方、司書は基幹的な業務に専念することにより、図書館サービスの一層の向上を図っていく」としているが、図書館の空洞化を招く危険性があると思う。(5)については、図書館法第17条をどう解釈するかで、私は反対の立場に立つ。

最後に、6. 図書館を支える人材の育成として、(1) 司書に必要な能力の見直し、(2) 職務経験に応じた能力開発計画の策定、を挙げている。

## 2 報告に対する批判と対応

「第二次あり検」は、「改革」を僭称してはいるが、以下のようによくの問題を孕んでいる。二〇〇五年九月二六日に東京都教育庁生涯学習スポーツ部社会教育課施設係へ、個人としての意見を出した。

### ① 報告の出し方について

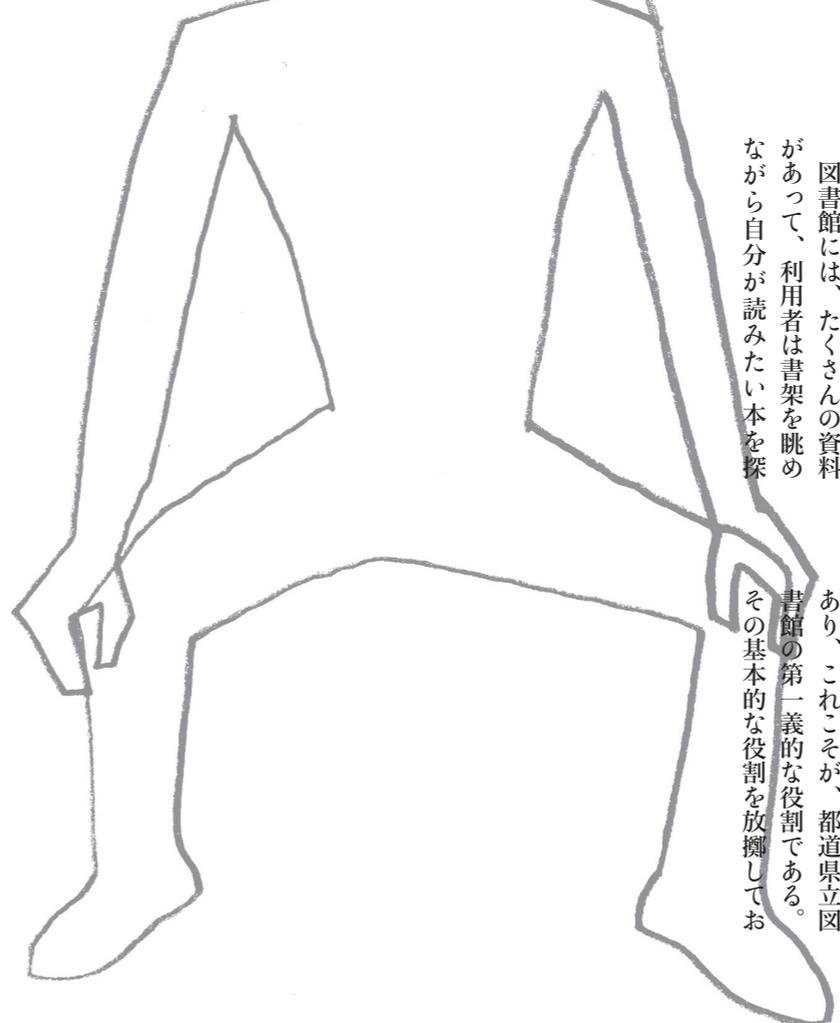
「第一次あり検報告」と同様、区市町村の意見を聴くことなく、一方的に報告書を出した。



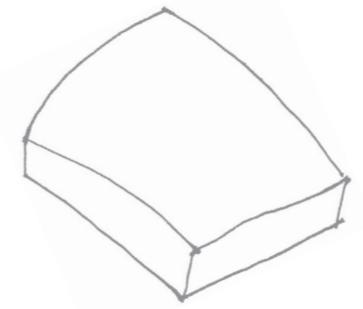
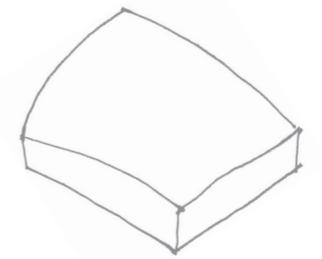
強調されるあまり、貸出しが  
おろそかになっていくことを危  
惧するのである。図書館利用者  
にとっては、貸出しによって第  
一的に「課題解決」が図られる  
という議論があるが、私もま  
たくその通りだと思ふ。図書  
館には、利用者の要求に沿った  
様々な機能が求められているこ  
とは確かであるが、その根幹を  
成すのはやはり貸出しである。  
図書館には、たくさんの資料  
があつて、利用者は書架を眺め  
ながら自分が読みたい本を探

す、そこには思いがけない本や  
著者との出会いがある。そして  
書架にない資料は、予約・リク  
エストという形で借り出すこと  
ができる。その図書館にない本  
は、購入または借用という方法  
で確実に利用者へ提供される。  
利用者にとっては、それが一番  
の課題解決である。借用という  
方法を根幹から支えるのは、都  
道府県立図書館の協力貸出しで  
あり、これこそが、都道府県立  
図書館の第一義的な役割である。  
その基本的な役割を放棄してお

いて、「課題解決」も何もあつ  
たものではない。  
いずれにしても、都立図書館  
の後退は、東京都教育庁と都立  
図書館がすすめていることは間  
違いないが、それを支えている  
のは、最近の都立図書館協議会  
でもある。また、文部科学省の  
政策がそれらの動きの思想的裏  
付けを与えていることも確かだ  
である。その辺の論証について  
は、具体的に踏み込む必要があ  
ると思ふが、他日を期したい。



[注1] <http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/press/pr060824a.htm>  
[注2] [http://www.geocities.jp/hibiya\\_bunkai/cul/cul08library/announce/announce01/index.html](http://www.geocities.jp/hibiya_bunkai/cul/cul08library/announce/announce01/index.html)  
[注3] <http://www.city.machida.tokyo.jp/shisetsu/cul/cul08library/announce/announce01/index.html>  
[注4] <http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/press/pr050825t.htm>  
[注5] [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/18/04/06032701.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/18/04/06032701.htm)



【資料1】

18 東市町村図書館第4号  
平成18年9月13日  
東京都立中央図書館  
館長 松田二郎様

東京都立図書館長協  
議会  
会長 鈴木恵子

都立図書館改革の具体的方策にか  
かる要望について

時下ますますご健勝のことと  
お喜び申し上げます。  
さて、今般、「都立図書館改

革の具体的方策」が示されまし  
たが、東京都内の各市町村民に  
対し、第一線で図書館サービ  
スを行っております市町村立図  
館として、その改革の具体的方  
策の内容に対し下記のとおり要  
望いたします。

1. 協力貸し出し方針の見直し  
について

これまで、都立図書館と市町  
村立図書館は、文部科学省が図  
書館法に基づき告示した「公立  
図書館の設置及び運営上の望ま  
しい基準」(以下「望ましい基  
準」という。)に位置付けられ

ているとおり、都内の図書館サ  
ービスの全体的な進展を図る観  
点に立ち、都民が各市町村立図  
書館を通じて受けるサービスの  
低下を生じさせないために、基  
礎的自治体と広域的自治体の役  
割を分担し、連携・協力して取  
り組んでまいりました。しか  
し、今般の具体的方策は、「協  
力貸出方針の見直し」として都  
立図書館資料が市町村立図書  
館の館内閲覧に限定される旨が奉  
げられており、都民への資料情  
報提供機能の低下が懸念されま  
す。

図書館サービスは、近年の情

報通信技術の進展や、社会状況  
の変化から発生するさまざまな  
課題への対応が求められており  
ますが、根幹となるのは、住民  
の求める図書や雑誌等資料提供  
であることには変わりがありま  
せん。市町村立図書館は、平成  
17年度74、835冊の資料を都  
立図書館から借用し都民に提供  
いたしました。今後、都立図書  
館が、資料の利用をすべて館内  
閲覧に限定した場合、他の道府  
県立図書館では、住民に対して  
直接または市町村立図書館を通  
じて貸出を行っているのに対し  
て、都民は、都立図書館の資料  
を一切借り受けて利用すること

ができないこととなります。

館内閲覧については、図書館  
の開館時間内に館内で資料を利  
用できる都民は限られる上、市  
町村立図書館においては、充分  
な閲覧場所を設置している図書  
館は少ないのが現状です。ま  
た、都立図書館の来館者数等の  
利用実態からみても、資料をす  
べて館内閲覧にした場合は、都  
立図書館の資料の活用は、く限  
定された範囲に留まることとな  
ります。以上のことから、都民  
への資料情報提供機能は、この  
方策の具体化により、現状より  
大幅に低下すると考えておりま

す。

多摩地域26市及び町村の住民は、都立図書館と居住する地域の距離にかかわらず、協力貸出により、都立図書館の資料を活用してまいりました。図書館サービスが居住する地域により均衡を逸することのないよう、広域的な自治体の役割に立って、現行どおり区市町村立図書館から都民への貸出を維持することを要望いたします。

さらに、具体的方策では、協力貸出の期間及び東京マガジンバンクの創設に伴う雑誌の貸出対象範囲についても見直しの方向が示されていますが、このことについては、都民の図書館サービスを担っている区市町村立図書館と協議の場を設け、充分に検討していくことを要望いたします。

## 2. 費用負担・搬送方法の検討について

「望ましい基準」では、資料の搬送について、都道府県図書館の業務として「市町村立図書館との間に情報ネットワークを構築し、情報の円滑な流通に努めるとともに、資料の搬送の確

保にも努めるものとする」と位置付けています。これまで東京都の搬送便は、図書館サービスにおいて、市町村間での流通についても確保されるなど都民への情報提供に関する格差は正に大いに役立ってまいりました。

具体的方策には、「費用負担・搬送方法の検討」が挙げられておりますが、他道府県と異なり、住民への直接の貸出しを行っていない都立図書館の実情を勘案され、東京都の責務として協力貸出については、従前どおり資料の搬送を行っていただき、ますよう要望いたします。

また、区市町村間の搬送についても、広域的自治体の責務を踏まえ、区市町村と充分な協議をすすめていくことを要望いたします。

## 3. 収集・保存分担の協議について

資料の保存は、市町村立図書館においても喫緊の重要課題であります。都立図書館が資料の保存を検討するにあたっては、都立図書館の資料のみならず、区市町村立図書館の資料を含めた東京都全体の資料保存のあり方について、広域的な自治体の責務として検討していくことを

要望いたします。また、その検討にあたっては、区市町村立図書館と充分に協議を行いながら進めていくことを要望いたします。

## 4. その他

多摩地区には、多数の大学や先端技術産業が集積しており、図書館は、これらの機関と連携しながら、レファレンスやビジネス支援等を行うことにより、地域の育成・活性化の一助となるよう努めております。今般の具体的方策により、市町村立図書館の資料提供機能に大きな影響を及ぼすことのないよう見直しをお願いするとともに、今後、実施計画を策定するにあたっては、上記以外においても、随時区市町村立図書館と協議の場を設け、検討していただきますよう要望いたします。

## 【資料二】

18 東市町村図書館発第5号  
平成18年9月22日  
東京都教育委員会  
会長 谷垣十四雄様

東京都市町村立図書館長協

## 件名 第二次都立図書館あり方検討委員会報告に関する意見

### 【資料三】

東京都市町村立図書館長協  
議会  
会長 小池博  
〒188-10012 西東  
京市南町5-1-6 11 西東  
京市中央図書館内  
事務局 日野市立中央図書館内(電話番号・住所省略)

## 第二次都立図書館あり方検討委員会報告に関する意見

東京都市町村立図書館長協  
議会  
会長 小池博

「都立図書館改革の基本的方向」について、東京都市町村立図書館長協議会として意見を提出するものです。

はじめに、都立図書館と区市町村立図書館の一体性及び役割分担について、意見を述べておきたい。

「都立図書館改革の基本的方向」(以下「基本的方向」と記す)の9ページ(4) 顧客満足度

の向上」では、「都立図書館はサービス施設であることを強く認識し、利用者である都民を顧客として捉え、その図書館利用に係る満足度の最大化を目指すこととする。」と記述している。また、21ページ(2)中央図書館における情報サービス体制の効率化」では、「来館者、非来館者を問わず、利用者の立場に立った迅速かつ丁寧なサービスの提供について常に工夫、改善に努める。」と記述している。以上に引用した「利用者」とは、すべての都民を意味し、その場合に来館、非来館を問わないのは当然のことである。

資料・情報を求める都民(来館者、非来館者を問わず)に対し、迅速なサービスを提供するために、都立図書館と区市町村立図書館は連動したネットワークを形成しているのである。そもそも、一線図書館、二線図書館と呼称してきた本意はそこにあったはずである。

「都立図書館は、……各分野の核となる資料を……収集し、蔵書の整備を図っている。」と述べているが、先の「専門書等の協力貸出を行う」(7ページ)という部分と重ね合わせて読んでみると、都立図書館の今後の蔵書の多様性について疑問を覚えるところである。「基本的方向」6ページでも述べているように、都立図書館の蔵書は「……広範かつ豊富な資料・情報を収集整理し、それに基づき、多様な課題に直面する都民(個人・団体)に対し、課題解決に必要

な情報を的確に提供する……」との観点から整備を進める必要がある、また「……都立図書館は、広域的自治体の図書館として広範囲かつ豊富な蔵書を整備し、……きめ細かいレファレンスサービスを提供し、……」(7ページ)とあるように、核となる資料はもろろん、広く蔵書の充実が必要であることを明確にすべきである。

図書館の地元区への移管の前に日比谷図書館を含めた現有の都立図書館の書庫を活用できないか、また、区市町村立図書館と共同で資料保存ができないかなど、長期の資料保存を、都立図書館の「広域行政に求められる図書館サービス」(1ページ)の一つとして再確認すべきと考えられる。

20ページに「都立図書館と区市町村立図書館における収集保存の分担について、協議の場を設け、検討する」とあるように、東京都市町村立図書館協議会で検討を進めている資料の共同保存プロジェクトへの参加を提唱するものである。

#### 4 日比谷図書館の地元区への移管について

22ページに「……日比谷図書館を地元区に移管することを検討すべきである。……」とあるが、先にのべた書庫の活用という他の他に、次の点に充分配慮していただきたい。

一つは日比谷図書館だけが所蔵している資料が多数あり、これらは都立図書館に引き上げて公開すること。もう一つは、フルムライブラリーであるが、都

民が等しく利用可能な環境に配置されるよう考慮されたい。

#### 5 業務委託の推進について

22ページには、「業務委託の推進」の中で「コスト削減のため、……民間への業務委託を一層推進する。」とある。確かに今日の社会状況の中で、コスト意識を無視した図書館運営はあり得ない。そこには、地方自治体の一組織としての行財政運営方針に沿った経営努力が求められるのはやむを得ないところであり、都立図書館が「I 都立図書館の今後のあり方」で示した具体的取組のいくつかは、図書館の存立意義を積極的にアピールしていくこととする姿勢として評価できるところである。ただその場合でも、業務委託には図書館の空洞化の危険が伴うことに充分配慮すべきで、とくに広域的・総合的な住民サービスと区市町村立図書館への支援を目指す都立図書館として、留意すべきところと考える。

#### 6 利用者による費用負担について

日比谷図書館を書庫として活用することの他、次の点に配慮を求める。1日比谷だけが所蔵する資料については都立として引き上げて公開する。2フルムライブラリーは都民が等しく利用可能な環境に配置すること。

日比谷図書館は千代田区への移管を図ることとしているので、書庫として活用することは考えていない。

①②に関しては、利用者サービスの継続を前提として、都立図書館の役割に照らして対応策を検討しているところである。

#### ◇業務委託の推進について

業務委託には図書館の空洞化の危険が伴うことに充分配慮すべきである。

コスト削減のため、司書が担わなくても可能な非基幹的業務(データの入力業務、書庫内資料の出納業務等)について民間委託を推進することとしている。司書を基幹的業務(図書館の運営方針・事業の企画、資料の選定・収集、書誌・所蔵データの管理、レファレンスサービ

◇日比谷図書館の地元区への移管について

22ページの「利用者による費用負担」では、「……図書館資料ではない民間の有料データベースを活用して行う情報サービス……については、……利用者による一定の費用負担を求めることを検討する。」とあるが、電子的情報が印刷資料と共に不可欠になりつつある中で、有料の電子的データは図書館資料ではないから一定の費用負担をとれば、図書館の実質的有料化ということになりかねない。図書館法成立の経緯を踏まえ、都立図書館として、大局的な視点と長期的視野に立った、賢明な判断を求めたい。

#### 7 「第二次都立図書館あり方検討委員会」の運営と「意見」の取扱について

今回の報告を作成するにあたり、都立図書館と一体となって都民へのサービスを行っている区市町村立図書館が、その作成過程に参加できなかったことは残念であり、直接利用者の声を聴く立場にある第一線図書館として、遺憾とするところである。今後、改善を図られるよう要望するものである。また「基本的方向」への意見とそれに対する回答は、何らかの

方法で公開していただくよう要望する。

#### 【資料四】

「第二次都立図書館あり方検討委員会報告に関する意見」への回答

#### ◇協力貸出について

「今後都立図書館は、……区市町村立図書館に対し、専門書等の協力貸出を行う」とあるが、区市町村では書庫の規模からも長期の資料保存は困難。協力貸出制限とも受け取れる「専門書」という表現は支援及び連携・協力の観点からして疑問。

区市町村立図書館が資料の貸出など住民への第一線の直接サービスを役割としているのに対し、都立図書館は広域的自治体の図書館として高度・専門的な情報サービスの提供と区市町村立図書館への支援を主な役割としている。この役割分担に基づき、これまでも都立図書館では専門書を中心に資料を収集し保存している。今後役割分担の一層の明確化を図り、区市町村

立図書館への協力貸出についても、専門書を中心に行っていく考えである。

#### ◇蔵書の充実について

「各分野の核となる資料を……収集し、蔵書の整備を図っている」とあるが、「専門書等の協力貸出」と合わせ読むと、蔵書の多様性に疑問をおぼえる。核となる資料はもちろん、広く蔵書の充実が必要であることを明確にすべきである。

都立図書館は、これまでも、区市町村立図書館が収集する実用書などの一般図書を除き、高度・専門的な情報サービスを提供するために必要な専門書や参考図書など、各分野の核となる資料を収集して、広範囲かつ豊富な蔵書の整備を図ってきた。今後、都民の課題解決に役立つ情報及び都の施策の立案・実施に必要な情報をよりの確に提供できるように、蔵書の一層の充実を努める。

#### ◇収集対策について

「資料の保存年限のあり方など、今後の資料保存の考え方

スの実施等)に専念させることにより、図書館サービスの一層の向上を図っていく。

#### ◇利用者による費用負担について

電子的情報が不可欠となる中、有料のデータは図書館資料ではないから費用負担をとなれば、図書館の実質有料化になりかねない。図書館法成立の経緯を踏まえ、都立として大局的かつ長期的視点に立った賢明な判断を求めたい。

図書館資料ではない民間の有料データベースを活用して行う情報サービスは、図書館利用の無料原則(図書館法第17条)の対象外であり、その対価徴収のあり方については、図書館の設置者の裁量によることとされている。今後、民間の有料データベースの導入に当たり、利用者ニーズ、コスト、代替資料の有無などを考慮の上、受益者負担の観点から、利用者による一定の費用負担を求めることを検討する。

◇「第二次都立図書館あり方検討委員会」の運営と「意見」の取扱について

